

有限会社栄晃

平成29年度 環境報告書

対象期間 : 平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日



発行 平成30年6月30日

目 次

ごあいさつ

環境方針

I 公表事項

1. 法人に関する基礎情報 5
2. 事業計画の概要 5
3. 産業廃棄物収集運搬・処分業
特別産業廃棄物収集運搬・処分業の許可 6
4. 廃棄物再生事業者登録 6
5. 運搬施設・処理施設に関する事項 7
6. 事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図 1 1
7. 産業廃棄物の一連の処理の行程 1 2
8. 産業廃棄物の受入量、運搬量、処分量 1 3
9. 産業廃棄物処理施設の維持管理状況 1 4
- 1 0. 収集運搬料金の提示方法 1 6
- 1 1. 業務を所掌する組織・人員配置 1 6
- 1 2. 事業場の公開の有無・公開頻度 1 6

II 環境活動報告

1. 環境目標・実績 1 7
2. 環境活動計画の取組結果 1 7
3. 第三者認証 1 8
4. 環境関連法規等の遵守状況の確認
及び評価の結果並びに違反、訴訟の有無 1 8

1. ごあいさつ

当社は、昭和55年4月に設立、地場における一般廃棄物の収集運搬事業及び産業廃棄物の収集運搬・中間処理事業を展開してきました。平成19年には廃棄物のリサイクル促進のニーズを先取りし、RPF製造を主としたリサイクルセンターを建設、多様な機能を併せ持つ複合型の廃棄物処理業者としての再スタートを切りました。また、平成25年には老朽化した旧焼却炉を刷新し、新たな焼却炉を建設しました。

当社は、今後も廃棄物の収集・運搬及び中間処理に関わる全ての事業活動を通じて環境保全と汚染の予防に取り組み、持続可能な経済発展と地球環境とが調和する循環型社会の形成に貢献して参る所存です。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

平成30年6月30日

有限会社栄晃

代表取締役 榑原 隆 信

環境方針

私達は、廃棄物の収集・運搬及び中間処理に関わる全ての事業活動を通じて環境保全と汚染の予防に取り組み、持続可能な経済発展と地球環境とが調和する循環型社会の形成に貢献します。

1. リサイクル促進と大気汚染防止への取り組み

私達は、廃棄物の分別徹底によるリサイクル促進に努め、また焼却施設の適正運転により大気汚染の防止に努めます。

2. 廃棄物の安全な収集・運搬

私達は、廃棄物の収集・運搬及び中間処理に当たり、安全性の向上に関する課題に一致団結して取り組みます。

3. 環境に関連する法的及びその他の要求事項の順守

私達は、環境関連法や各種規制を順守します。更に、行政の政策や地域社会の環境活動に積極的に対応するとともに、独自の環境基準を設定・順守します。

4. 省資源への取り組み

私達は、全ての事業活動において使用する天然資源の使用の効率化に取り組むことにより、省資源促進に貢献します。

5. 情報公開と環境教育

私達は、全ての利害関係者に対して環境に関連する情報の公開及びコミュニケーションを積極的に行います。また、社内での環境教育への注力はもとより、社外関連企業に対しても、環境意識向上のための啓蒙活動を積極的に推進します。

6. 環境目的・環境目標の設定

私たちは、本方針を実現するために、極力計数化・計量化した環境目的・環境目標を設定・運用し、定期的に見直すとともに、継続的改善を推進します。

制定 平成19年6月25日

有限会社榮晃

代表取締役 榊 原 隆 信

I 公表事項

1. 法人に関する基礎情報

名称	有限会社栄晃
所在地	本店・リサイクルセンター： 広島県呉市川尻町才野谷624-1 Tel：0823-87-0538 焼却施設：広島県呉市川尻町才ノ谷5138-3
設立年月日	昭和53年7月31日
資本金・出資金	5,000,000円
代表者	代表取締役 榊原隆信（平成14年3月25日就任） （平成29年6月30日現在）
役員等	代表取締役 榊原隆信 取締役 榊原裕子 榊原貢 山田光雄 監査役 榊原早苗
事業の内容等	昭和53年7月 さかき興業有限会社として設立 昭和55年4月 有限会社栄晃に商号変更、現在に至る 平成14年 産業廃棄物の焼却炉を完成 平成19年 産業廃棄物の破碎、圧縮固化によるRPFの製造 を主としたリサイクルセンターを建設 平成20年 ISO14001認証を取得 平成25年 焼却炉を更新 乾溜ガス化炉の新設 太陽光発電を開始

2. 事業計画の概要

(1) 一般廃棄物の収集運搬業務

呉市からの委託を受け、一般家庭又は事業所から排出される廃棄物を収集し、市の処分場に搬入する。

(2) 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集運搬業務

広島県内の事業所から排出される産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集運搬を行う。

(3) 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の選別・中間処理業務

搬入された産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の選別・中間処理（焼却、破碎及び圧縮固化）業務を行う。

3. 産業廃棄物収集運搬・処分業・特別産業廃棄物収集運搬・処分業の許可

【産業廃棄物】

No	許可区分	都道府県・政令市	許可番号	許可年月日及び有効期限	許可品目															
					廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	燃え殻	ばいじん	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず
1	産業廃棄物収集運搬業	広島県	第03409017948号	平成27年12月13日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
				平成32年12月12日	積替・保管含まない															
2	産業廃棄物収集運搬業	福岡県	第04000017948号	平成28年10月6日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
				平成33年10月5日	積替・保管含まない															
3	産業廃棄物収集運搬業	山口県	第03500017948号	平成26年1月14日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
				平成31年1月13日	積替・保管含まない															
4	産業廃棄物処分業	呉市	第07420017949号	平成27年12月13日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
				平成32年12月12日	焼却 破砕 圧縮	焼却 破砕	焼却 破砕	焼却	焼却	焼却	焼却	焼却	焼却	焼却 破砕 圧縮	焼却 破砕 圧縮	焼却 破砕 圧縮	焼却	焼却	焼却 破砕	

【特別管理産業廃棄物】

No	許可区分	都道府県・政令市	許可番号	許可年月日及び有効期限	許可品目								
					特別管理産業廃棄物								
					廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性産業廃棄物	廃石綿等	燃え殻	汚泥	鉱さい	ばいじん
1	特別管理産業廃棄物収集運搬業	広島県	第03459017948号	平成27年3月31日	●	●	●	●	●	●	●	●	●
				平成32年3月30日	積替・保管含まない								
2	特別管理産業廃棄物処分業	呉市	第07470017948号	平成29年12月10日				●					
				平成34年12月9日				焼却					

4. 廃棄物再生事業者登録

登録番号	第22014号
登録年月日	平成20年10月10日
事業場の名称	有限会社栄晃リサイクルセンター
事業場の所在地	呉市川尻町才野谷624番1外
廃棄物の再生に係る事業内容	1 廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず及び陶磁器くずの破砕 2 廃プラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くずの破砕・圧縮固化

5. 運搬施設・処理施設に関する事項

(1) 運搬施設（平成30年6月30日現在）

	車輛形式	積載量(kg)	積載可能寸法 長さ×幅×高さ (mm)	保有 台数
1	塵芥車 (広島 800 せ 1952)	2,000	528×189×237	1
2	塵芥車 (広島 800 す 7396)	2,000	531×188×239	1
3	塵芥車 (広島 800 す 9070)	2,300	574×190×231	1
4	塵芥車 (広島 800 せ 1099)	2,000	531×189×239	1
5	塵芥車 (広島 800 せ 1612)	3,000	516×193×223	1
6	塵芥車 (広島 800 せ 1789)	2,000	522×184×232	1
7	脱着装置付コンテナ専用車 (広島 400 ち 5152)	2,000	430×170×195	1
8	脱着装置付コンテナ専用車 (広島 100 す 4463)	3,600	621×220×247	1
9	脱着装置付コンテナ専用車 (広島 100 す 1822)	4,000	581×216×236	1
10	脱着装置付コンテナ専用車 (広島 100 は 4960)	7,900	631×227×252	1
11	脱着装置付コンテナ専用車 (広島 100 は 4970)	10,700	909×249×294	1
12	脱着装置付コンテナ専用車 (広島 430 さ 240)	2,000	438×169×197	1
13	脱着装置付コンテナ専用車 (広島 100 は 4422)	7,000	700×227×299	1
14	脱着装置付コンテナ専用車 (広島 100 は 4958)	6,200	788×220×288	1
15	脱着装置付コンテナ専用車 (広島 100 せ 3607)	3,950	592×220×247	1
16	脱着装置付コンテナ専用車 (広島 400 に 7174)	3,000	447×169×199	1
17	ダンプ (広島 400 た 8175)	2,000	470×169×199	1
18	ダンプ (広島 400 む 2017)	3,000	469×169×199	1
19	ダンプ (広島 430 さ 5380)	1,850	469×169×197	1
20	軽ダンプ (広島 483 あ 5380)	350	339×147×181	1
21	バン (広島 400 に 6660)	850	436×166×195	1
22	キャブオーバー (広島 483 う 4153)	350	339×147×179	1

(2) 低公害車の導入の状況

運搬車の排ガスレベル	台数 H30.6.30 時点
全保有台数	22
① 平成12年基準低排出ガス車 良☆	
② 平成12年基準低排出ガス車 優☆☆	
③ 平成12年基準低排出ガス車 超☆☆☆	
④ 平成12年基準超低PM排出ディーゼル車☆☆☆	

⑤ 平成12年基準超低PM排出ディーゼル車☆☆☆☆	2
⑥ 平成17年規制適合車	
⑦ 平成17年基準低排出ガス車 ☆☆☆	
⑧ 平成17年基準低排出ガス車 ☆☆☆☆	
⑨ 平成17年基準低排出ガス重量車 ☆	5
⑩ 平成17年基準低排出ガス重量車 ★	
⑪ 平成19年規制適合車	1
⑫ 平成19年基準低排出ガス車 ☆☆☆	1
⑬ 平成21年規制適合車	2
⑭ 平成22年規制適合車	1
⑮ 平成22年規制低排出ガス車 ☆	6

運搬車の燃費基準達成状況		台数
		H30.6.30 時点
全保有台数		22
平成17年度燃費基準達成車	① ー	
	② 10%低減レベル	
平成22年度燃費基準達成車	③ ー	1
	④ 5%低減レベル	
	⑤ 10%低減レベル	
	⑥ 15%低減レベル	
	⑦ 25%低減レベル	
平成27年度燃費基準達成車	⑧ ー	3
	⑨ 5%低減レベル	3
	⑩ 15%低減レベル	1

(3) 処理施設に関する記載内容

施設の種類の	処理能力	処理方式
焼却施設 平成25年9月23日設置 広島県呉市川尻町才之谷 5138番3	12.36 t/日 (24h)	ガス化改質方式
破碎施設 平成19年11月14日設置 広島県呉市川尻町才野谷 624番		二軸式破碎

地1外		
廃プラスチック類	4.75t/8h	
紙くず	2.72t/8h	
木くず	4.16t/8h	
繊維くず	1.09t/8h	
ゴムくず	4.32t/8h	
金属くず	3.07t/8h	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	4.53t/8h	
破碎施設 平成22年1月28日設置 広島県呉市川尻町才野谷 624 番地1外 木くず	100.00t/8h	二軸式破碎
圧縮固化 平成21年8月1日設置 広島県呉市川尻町才野谷 624 番地1外 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず	4.32t/8h	RPF成形

(4) 保管施設に関する記載内容

設置場所	産業廃棄物の種類	面積	保管上限	積み上げることのできる高さ
広島県呉市川尻町才之谷 5138 番地 3	廃プラスチック類	23 m ²	10 m ³	0.5m
	紙くず			
	木くず	15 m ²	6 m ³	0.5m
	繊維くず			
	ゴムくず	30 m ²	45 m ³	3.0m
広島県呉市川尻町才之谷 5138 番地 3	金属くず	56 m ²	112 m ³	4.0m
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	20 m ²	6 m ³	1.0m
広島県呉市川尻町才之谷 5138 番地 3	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、	28 m ²	24 m ³	保管容器

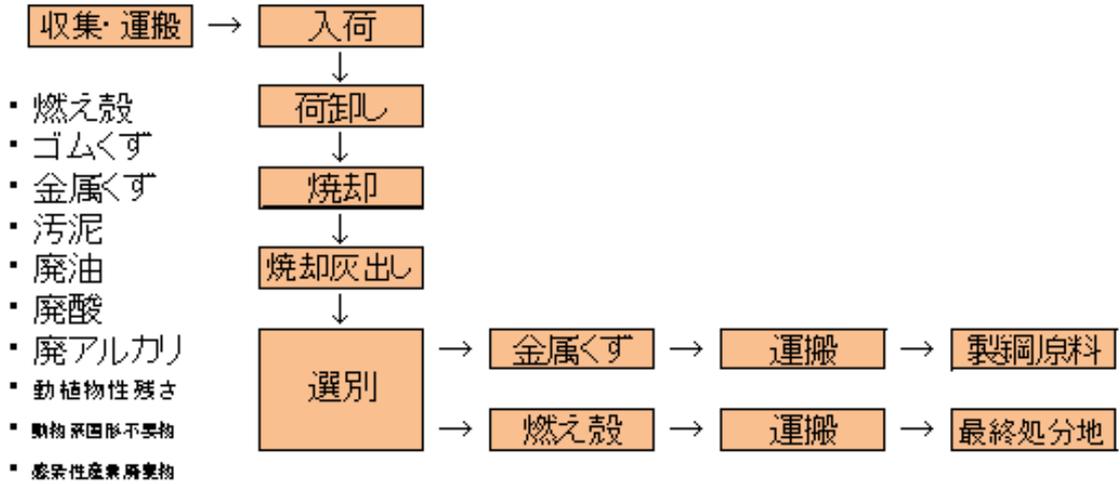
	動植物性残さ、動物系固形不要物			
広島県呉市川尻町 才之谷 5138 番地 3	廃プラスチック類	30 m ²	45 m ³	3.0m
広島県呉市川尻町 才野谷 624 番地 1 外	紙くず	13 m ²	31 m ³	2.4m
	木くず	12 m ²	28 m ³	2.4m
	繊維くず	12 m ²	28 m ³	2.4m
	ゴムくず	12 m ²	28 m ³	2.4m
	金属くず	12 m ²	28 m ³	2.4m
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	9 m ²	21 m ³	2.4m
広島県呉市川尻町 才野谷 624 番地 1 外	木くず	168.4 m ²	170.8 m ³	1.8m

(5) 産業廃棄物の種類ごとの主な処理方法

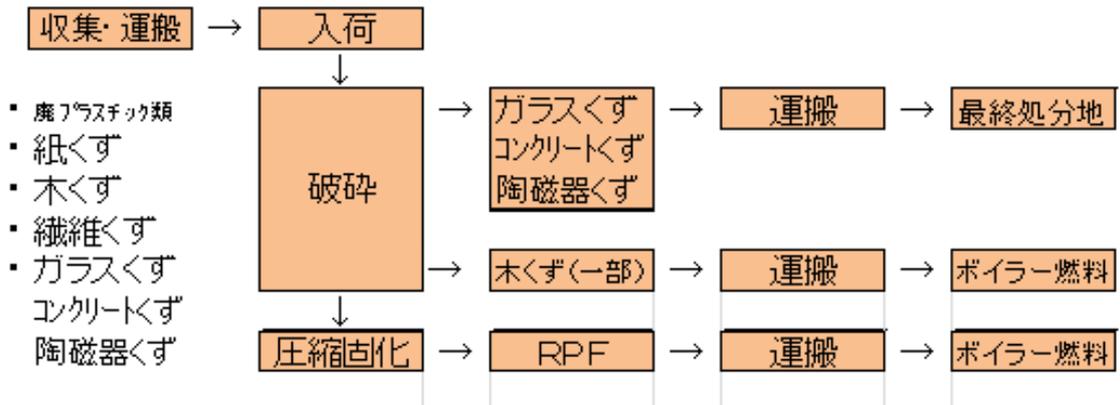
産業廃棄物の種類	主な中間処理方法	主な再資源化方法
燃え殻	焼却	—
ゴムくず	焼却	—
金属くず	破碎	製鋼原料化
汚泥	焼却	—
廃油	焼却	—
廃酸	焼却	—
廃アルカリ	焼却	—
動植物性残さ	焼却	—
動物系固形不要物	焼却	—
感染性産業廃棄物	焼却	—
廃プラスチック類	破碎、圧縮固化	固形燃料化 (RPF)
紙くず	破碎、圧縮固化	固形燃料化 (RPF)
木くず	破碎、圧縮固化	固形燃料化 (RPF)
繊維くず	破碎、圧縮固化	固形燃料化 (RPF)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破碎	—

6. 事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図

【焼却吐場】

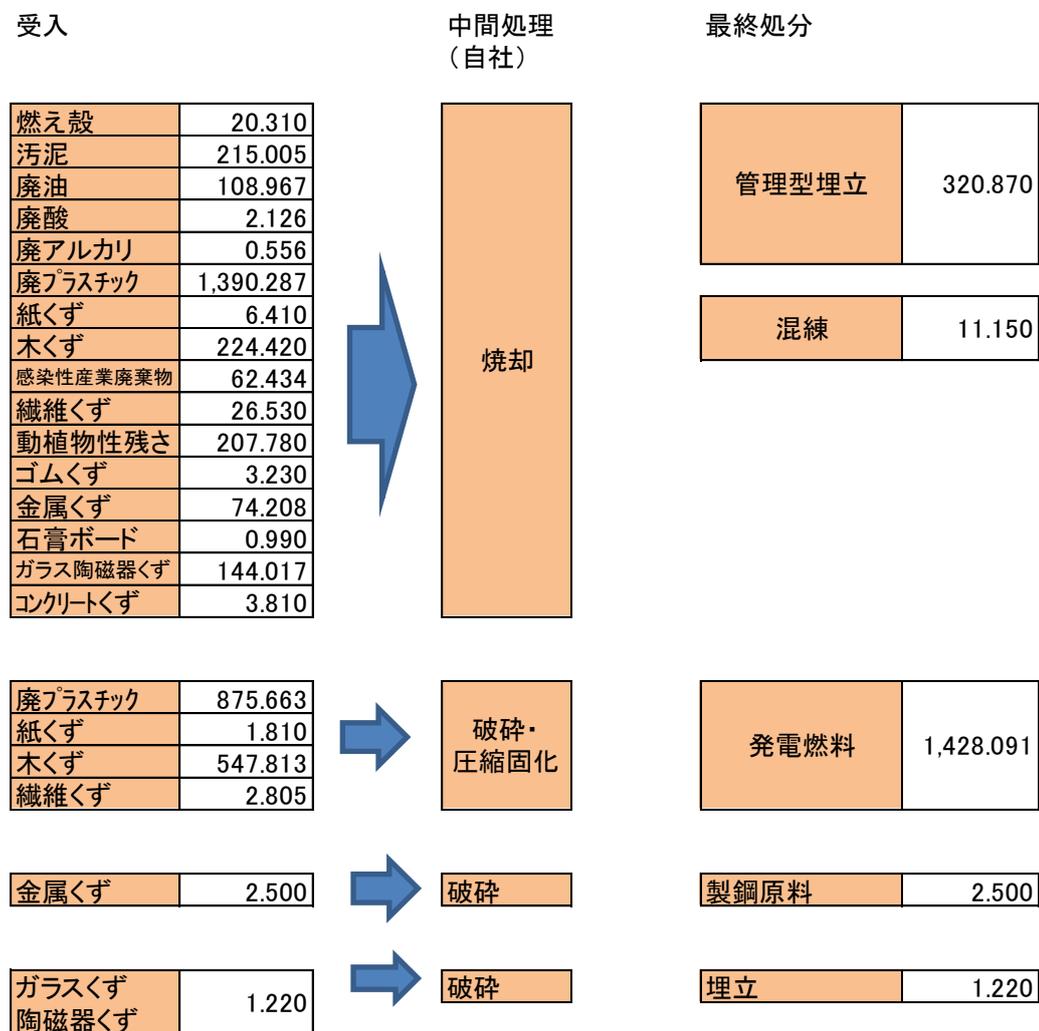


【リサイクルセンター】



7. 産業廃棄物の一連の処理の行程（平成29年4月～平成30年3月）

（単位：t）



8. 産業廃棄物の受入量、運搬量、処分量

(1) 産業廃棄物処分業 平成27年度～平成29年度 年度別実績

(単位:t)		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計		計		計	
燃え殻	焼却		23.377		24.675		20.310
汚泥	焼却		127.095		90.550		215.005
廃油	焼却		4.068		146.933		108.967
廃酸	焼却		5.622		3.891		2.126
廃アルカリ	焼却		0.067		0.071		0.556
廃プラスチック	焼却	1,839.769	2,818.004	1,571.013	2,363.463	1,390.287	2,265.950
	破砕・圧縮固化	978.235		792.450		875.663	
紙くず	焼却	15.480	42.531	110.430	116.690	6.410	8.220
	破砕・圧縮固化	27.051		6.260		1.810	
木くず	焼却	216.460	756.155	369.540	778.980	224.420	772.233
	破砕	539.695		409.440		547.813	
繊維くず	焼却	32.710	43.385	33.510	36.879	26.530	29.335
	破砕・圧縮固化	10.675		3.369		2.805	
動植物性残さ	焼却		255.477		213.285		207.780
ゴムくず	焼却		0.000		0.000		3.230
金属くず	焼却	51.626	53.466	69.949	75.689	74.208	76.708
	破砕	1.840		5.740		2.500	
石膏ボード	焼却		3.820		2.030		0.990
ガラスくず 陶磁器くず	焼却	166.602	166.602	154.338	155.418	144.017	145.237
	破砕			1.080		1.220	
感染性 産業廃棄物	焼却		50.991		57.065		62.434
コンクリートくず	焼却				2.510		3.810
計			4,350.660		4,068.129		3,922.891

(2) 産業廃棄物処分業 月別処分実績

①平成27年度

項目	月												計
	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	
廃プラスチック	82.285	124.973	118.593	165.728	118.313	112.115	130.261	137.444	184.597	219.230	128.639	138.170	1,660.348
木くず	6.010	13.380	8.320	6.500	7.220	195.740	11.140	31.900	24.120	25.600	21.327	20.520	371.777
紙くず	7.200	2.500	6.830	5.880	3.650	4.890	0.430	0.000	1.570	2.010	0.880	0.170	36.010
繊維くず	1.810	5.610	1.020	0.570	4.380	5.570	1.070	0.950	1.170	6.420	1.160	1.510	31.240
ガラス陶磁器くず	15.031	15.507	36.934	9.486	11.358	18.243	43.519	6.258	8.329	19.448	16.602	15.616	216.331
金属くず	11.555	3.394	4.545	1.154	8.215	3.397	8.762	7.477	1.412	10.235	2.452	5.816	68.414
医療系	15.718	13.610	15.456	13.826	13.438	15.905	22.067	13.381	13.047	13.369	13.505	14.580	177.902
感染性	4.996	4.173	4.257	4.183	3.895	4.340	4.188	4.523	4.127	4.725	4.428	4.253	52.088
動植物性残さ	17.131	11.595	23.245	12.300	32.150	12.110	12.680	11.685	16.610	20.834	17.115	28.605	216.060
廃油	5.625	9.775	19.155	13.075	3.150	17.650	26.270	0.545	11.300	6.670	13.280	22.260	148.755
廃酸	0.685	0.329	0.300	8.230	3.755	0.285	0.350	0.345	0.260	1.075	0.330	0.385	16.329
廃アルカリ	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.019	0.000	0.000	0.008	0.000	0.027
汚泥	6.430	23.246	24.700	11.830	12.251	12.135	11.797	22.475	9.530	2.205	18.654	10.645	165.898
燃え殻	0.450	0.000	1.670	8.600	1.500	6.630	0.000	0.136	0.150	0.000	0.500	1.010	20.646
石膏ボード	0.000	0.000	0.030	0.140	1.130	0.000	0.300	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.600
計	174.926	228.092	265.055	261.502	224.405	409.010	272.834	237.138	276.222	331.821	238.880	263.540	3,183.425

合計 3,183.425

②平成28年度

単位:t

項目	月												計
	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	
廃プラスチック	93,991	114,160	132,495	129,152	127,737	133,704	110,160	101,897	114,982	120,951	166,496	125,858	1,471,583
木くず	29,070	19,410	19,370	23,160	34,480	45,240	22,630	19,970	44,710	23,900	28,110	25,110	335,160
紙くず	0,040	0,000	0,090	17,890	46,090	31,180	13,080	0,000	0,000	0,000	0,600	0,000	108,940
繊維くず	1,440	4,310	5,140	1,372	1,190	3,700	1,940	1,170	1,200	4,250	5,967	1,100	32,779
ガラス陶磁器くず	9,806	17,018	9,113	6,577	8,630	7,503	15,595	8,901	23,017	7,468	7,201	14,668	135,497
金属くず	2,262	6,585	4,902	0,961	6,058	2,339	9,038	8,869	9,298	5,611	7,275	1,831	65,049
医療系	14,999	14,493	13,417	4,223	4,155	4,892	4,954	4,814	5,497	4,990	4,792	5,115	86,111
感染性	4,267	4,422	5,208	4,120	4,838	4,539	4,934	5,380	4,989	4,935	5,061	4,771	57,484
動植物性残さ	31,505	30,835	24,788	20,065	13,620	14,845	23,275	17,790	24,264	16,250	16,508	20,576	254,301
廃油	9,843	13,845	16,000	1,280	10,947	14,575	10,370	10,000	10,980	18,185	13,480	9,005	138,510
廃酸	0,525	0,305	0,332	0,325	0,895	0,215	0,485	0,401	0,285	0,275	0,185	0,220	4,448
廃アルカリ	0,040	0,000	0,000	0,000	0,000	0,020	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,060
汚泥	3,273	3,280	5,230	4,905	7,990	5,850	3,135	21,355	20,047	6,850	4,181	2,470	88,568
燃え殻	0,000	0,150	3,310	4,280	1,350	0,450	0,150	0,000	0,420	0,150	1,025	2,550	13,835
石膏ボード	2,380	1,480	0,740	0,000	0,000	0,000	0,000	0,190	0,400	0,570	0,000	0,000	5,760
混合廃棄物											2,640	0,000	2,640
計	203,441	230,293	240,115	218,330	267,950	268,852	219,746	200,737	280,089	214,355	283,541	213,274	2,800,723
合計													2,800,723

③平成29年度

単位:t

項目	月												計
	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	
廃プラスチック	109,430	125,015	127,026	100,618	110,093	107,824	100,898	115,884	95,260	112,336	128,547	123,832	1,356,763
木くず	31,140	42,790	44,330	46,520	31,850	50,830	19,120	27,550	9,590	9,490	12,520	3,810	329,540
紙くず	0,000	0,000	0,630	0,090	0,000	0,000	0,000	0,040	0,000	0,460	3,220	0,710	5,150
繊維くず	4,650	1,880	4,150	4,080	1,670	4,800	4,070	0,510	2,150	0,570	1,060	1,750	31,340
ガラス陶磁器くず	13,038	8,657	10,289	18,331	19,304	9,857	11,959	9,477	9,918	8,925	9,340	16,271	145,366
金属くず	4,746	4,673	9,095	4,128	6,520	3,411	2,943	6,389	9,101	3,193	9,553	6,078	69,830
医療系	4,464	5,039	5,515	4,283	5,125	5,998	4,551	5,973	4,451	5,239	5,703	5,919	62,260
感染性	4,699	4,235	4,832	4,805	5,330	5,108	5,416	7,220	5,773	5,277	5,183	5,813	63,691
動植物性残さ	13,438	14,267	17,367	15,825	13,631	14,860	25,378	21,942	14,646	13,028	16,699	17,073	198,151
廃油	13,188	14,185	13,340	6,485	4,060	8,683	6,223	13,613	4,732	10,915	11,420	7,749	114,593
廃酸	0,285	0,195	0,115	0,125	0,575	0,095	0,185	0,110	0,145	0,086	0,105	0,210	2,231
廃アルカリ	0,051	0,000	0,000	0,000	0,000	0,264	0,000	0,000	0,000	0,000	0,228	0,042	0,585
汚泥	4,642	2,040	3,555	23,305	33,670	52,147	1,110	71,384	5,835	1,562	7,695	1,842	208,787
燃え殻	10,400	3,900	0,000	0,500	0,300	0,640	3,150	0,300	1,200	2,450	1,800	1,410	26,050
石膏ボード	11,150	0,000	0,140	0,000	0,000	0,000	0,090	0,300	0,000	0,300	0,000	0,000	11,980
混合廃棄物	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
計	225,318	226,876	240,384	229,095	232,128	264,517	185,093	280,692	162,801	173,831	213,073	192,509	2,626,317
合計													2,626,317

9. 産業廃棄物処理施設の維持管理状況

(1) 冷却施設、排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去した日

年	ばいじんを除去した日
平成26年	1/4 (土)、5/6 (日)、8/13 (水)
平成27年	1/3 (土)、5/6 (水)、8/15 (土)
平成28年	1/4 (月)、5/6 (金)
平成29年	1/4 (水)、5/5 (金)、8/15 (火)

(2) 改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素並びにダイオキシン類の濃度の測定記録

【平成27年度】

採取位置	排ガス採取日	結果が得られた日	測定結果				
			ダイオキシン類 Ng-TEQ/m ³	硫黄酸化物 N m ³ /h	ばいじん g/N m ³	塩化水素 mg/ N m ³	窒素酸化物 ppm
焼却炉煙突測定口	5月22日	5月28日	—	2.1	0.0015 未満	5.9	170
	10月16日	11月12日	2.0	1.9	0.0015 未満	9.4	220

【平成28年度】

採取位置	排ガス採取日	結果が得られた日	測定結果				
			ダイオキシン類 Ng-TEQ/m ³	硫黄酸化物 ppm	ばいじん g/m ³	塩化水素 mg/m ³	窒素酸化物 ppm
焼却炉煙突測定口	5月13日	5月19日	—	2.8	0.0065	8.1	230
	10月20日	11月10日	1.7	1 未満	0.0021	3 未満	250

【平成29年度】

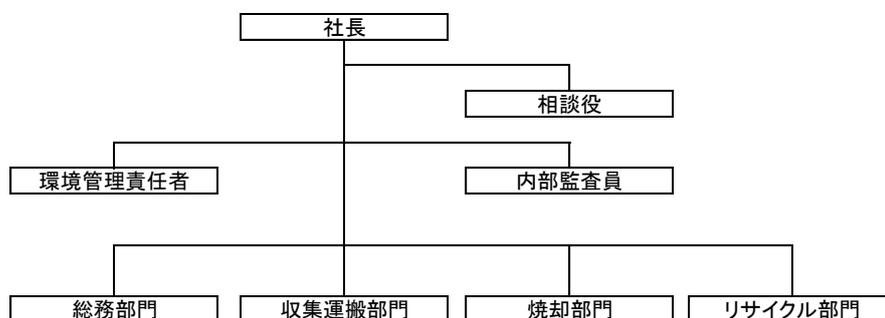
採取位置	排ガス採取日	結果が得られた日	測定結果				
			ダイオキシン類 ng-TEQ/m ³	硫黄酸化物 ppm	ばいじん g/m ³	塩化水素 mg/m ³	窒素酸化物 ppm
焼却炉 煙突測 定口	6月20日	6月26日	—	1未満	0.0021	6.1	210
	10月6日	10月26日	1.2	2.0	0.0029	2.5	270

10. 処理料金の提示方法

- (1) 収集運搬料金については、産業廃棄物の種類、量、運搬距離等によって計算します。
- (2) 処分料金については、産業廃棄物の種類、量、処理方法等によって計算します。

ご相談により個別にお見積り致します。TEL 0823-87-0538

11. 業務を所掌する組織・人員配置



12. 事業場の公開の有無・公開頻度

弊社施設は、事前にご連絡を頂いた場合に限り、見学を受け付けます。

II 環境活動報告

1. 環境目標・実績

温室効果ガス等の削減

項目	年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		平成 30年度
		(実績)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)
二酸化炭素 排出量	総量 (t-CO ₂)	5,518	5,251	5,198	4,521	5,147
	総処分量 当たり(t- co ₂ /t)	1.27	1.29	1.28	1.15	1.27

※二酸化炭素排出係数は中国電力の2018年度(2017年度実績)の0.496kg-co₂/kwhを使用

【取り組み内容】

当社では、焼却処理に起因して排出される温室効果ガスの削減を図るため、受け入れた廃棄物を可能な限りリサイクルしています。

また、廃棄物の収集運搬業務をはじめ車両を用いた業務が多くエネルギーの消費により温室効果ガスの主な発生源となっているため、エコドライブによる車両燃費の向上に取り組んでいます。各ドライバーは、「環境管理手順書」に基づきエコドライブを励行するとともに、車両の燃費悪化に影響を与える項目を日常点検しています。

2. 環境活動計画の取組結果

(1) 車両燃費 (km/L)

	町内収集	中距離	長距離
平成24年度	4.2	4.4	4.0
平成25年度	4.8	4.4	4.0
平成26年度	5.6	4.6	4.0
平成27年度	5.3	4.5	4.2
平成28年度	5.5	4.7	4.0
平成29年度	5.6	4.8	3.7

(2) 社員教育

環境マネジメントシステム年間計画に基づき、産業廃棄物の適正処理、温室効果ガ

ス発生抑制等についての教育を行っています。

H29.4.25 ISO14001 基礎研修

H29.5.30 熱中症対策・労働安全について

H29.6.21 安全運転研修

(3) 緊急事態への準備・対応

環境マネジメントシステム年間計画に基づき、緊急事態を特定し、対応訓練を行っています。

H29.11.28 自衛消防訓練（初期消火、通報訓練、避難訓練）

(4) 地域貢献活動

地域の美化に協力し、日常的に自主的な清掃活動を行っています。

3. 第三者認証

当社は、平成20年にISO14001:2004を取得し毎年維持・更新審査を経て認証を継続しております。

4. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

平成29年4月1日から平成30年3月31日の間において、法違反及び訴訟等の発生はございません。

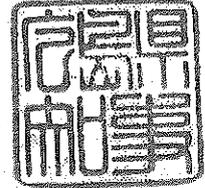
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県呉市川尻町才野谷624番地1
氏名 有限会社 栄晃
代表取締役 榊原 隆信

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事

湯崎 英彦



許可の年月日 平成27年12月13日
許可の有効年月日 平成32年12月12日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず、鉱さい、がれき類及びばいじん（これらのうち廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装、自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含み、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年1月15日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

市名 — 許可番号 —

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



許可番号 第03500017948号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県呉市川尻町才野谷624番地1
氏 名 有限会社栄晃
代表取締役 榊原 隆信

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事職務代理人
山口県副知事 藤 部 秀 則



許 可 の 年 月 日 平成 26 年 1 月 14 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 31 年 1 月 13 日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を含む。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん
(これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以上17種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年1月27日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

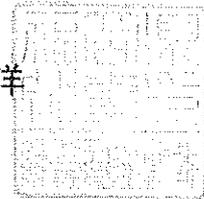
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県呉市川尻町才野谷624番地1

氏 名 有限会社栄晃
代表取締役 榊原 隆信

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小 川 洋



許 可 の 年 月 日 平成 28 年 10 月 6 日 ✓

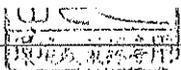
許 可 の 有 効 年 月 日 平成 33 年 10 月 5 日 ✓

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）
積替え、保管を含まない。
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。） 以上16品目 以下余白
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし
3. 許可の条件
なし
4. 許可の更新又は変更の状況
平成28年10月 6日 更新許可 以下余白
5. 積替え許可の有無 有 ・ 無
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）
市名 許可番号
以下余白
6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の宗像・遠賀保健福祉環境事務所で行ってください。



許可番号 第07420017948号

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県呉市川尻町才野谷624番地1

氏名 有限会社 栄晃
代表取締役 榊原 隆信

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する

呉市長 小村 和 年



許可の年月日 平成 27 年 12 月 13 日

許可の有効年月日 平成 32 年 12 月 12 日

1. 事業の範囲

事業の区分 中間処理 (焼却, 破碎, 圧縮固化)

産業廃棄物の種類

- 【焼却】 燃え殻 (判定基準に適合しないものを除く。)
- 汚泥 (判定基準に適合しないものを除く。)
- 廃油
- 廃酸
- 廃アルカリ
- 廃プラスチック類 (廃プリント配線板, 廃容器包装及び自動車等破砕物を含む。)
- 紙くず
- 木くず
- 繊維くず
- 動物系 性残さ
- 動物系 固形不要物
- ゴムくず
- 金属くず (廃プリント配線板, 鉛蓄電池の電極, 鉛製の管又は板, 廃容器包装及び自動車等破砕物を含む。)
- ガラスくず, コンクリートくず (工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず
- (廃ブラウン管, 廃石膏ボード, 廃容器包装及び自動車等破砕物を含む。)
- 【破碎】 廃プラスチック類 (廃容器包装を含む, 廃プリント配線板及び自動車等破砕物を除く。)
- 紙くず
- 木くず
- 繊維くず
- ゴムくず
- 金属くず (廃容器包装を含む, 廃プリント配線板, 鉛蓄電池の電極, 鉛製の管又は板及び自動車等破砕物を除く。)
- ガラスくず, コンクリートくず (工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず
- (廃石膏ボード及び廃容器包装を含む, 廃ブラウン管及び自動車等破砕物を除く。)
- 【圧縮固化】 廃プラスチック類 (廃容器包装を含む, 廃プリント配線板及び自動車等破砕物を除く。)
- 紙くず
- 木くず
- 繊維くず

(これらのうち、石棉含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設
裏面記載のとおり

3. 許可の条件
余 白

4. 許可の更新又は変更の状況
平成27年12月25日 更新許可 以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ ~~無~~

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

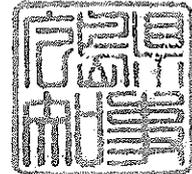
住所 広島県呉市川尻町才野谷624番地1

氏名 有限会社 栄晃

代表取締役 榊原 隆信

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎英彦



許可の年月日 平成 27 年 3 月 31 日

許可の有効年月日 平成 32 年 3 月 30 日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

特別管理産業廃棄物の種類

- ・ 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン及びベンゼンを含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン及びセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン及びセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 感染性産業廃棄物
- ・ 廃石綿等
- ・ 燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 鉱さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物及びセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。） 以下余白

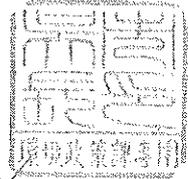
特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県呉市川尻町才野谷624番地1

氏名 有限会社 栄晃
代表取締役 神原 隆信

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

呉市長 新原 芳明



許可の年月日 平成29年12月10日 ✓

許可の有効年月日 平成34年12月9日 ✓

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理(焼却)

特別管理産業廃棄物の種類

・ 感染性産業廃棄物 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 焼却施設

・ 設置場所	所	広島県呉市川尻町才野谷5138番3
・ 設置年月	日	平成25年9月23日
・ 処理能力	力	12.768t/日(24時間)
・ 許可年月	日	平成25年2月20日
・ 許可番号	号	呉2061076号

(2) 保管施設

・ 設置場所	所	広島県呉市川尻町才野谷5138番3
・ 特別管理産業廃棄物の種類		感染性産業廃棄物
・ 面積	積	5.12m ²
・ 保管上限	限	8.70m ³
・ 積み上げることができる高さ		1.70m

3. 許可の条件 余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年1月16日 更新許可 以下余白

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ ~~無~~

廃棄物再生事業者登録証明書

指令循社第 34 号

呉市川尻町才野谷624番地1

有限会社栄晃

代表取締役 榊原 隆 信

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、次のとおり
廃棄物再生事業者の登録をします。

平成 24 年 3 月 22 日

広島県知事 湯崎 英彦



登録番号	第 22014 号
登録年月日	平成 20 年 10 月 10 日
事業場の名称	有限会社栄晃リサイクルセンター
事業場の所在地	呉市川尻町才野谷624番1外
廃棄物の再生に係る事業内容	1 廃プラスチック類, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, ガラスくず及び陶磁器くずの破碎 2 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず及び繊維くずの破碎・圧縮固化